

草津市公報

発行日 令和2年5月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 9 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則	
草津市事務分掌規則および草津市出納員規則の一部を改正する規則 (職員課)	1
◎ 訓 令	
草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令 (商工観光労政課)	1
◎ 告 示	
草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱 (子育て支援センター)	2
公示送達について (税務課)	2
保護樹木の指定解除について (環境政策課)	2
草津市介護予防・生活支援サービス事業所の廃止について (介護保険課)	3
草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱の一部を改正する要綱 (健康福祉政策課)	4
公示送達について (納税課)	4
公示送達について (介護保険課)	5
◎ 公 告	
条件付一般競争入札の施行について (契約検査課)	6
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	9
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	9
農用地利用集積計画について (農林水産課)	10
◎ 教育委員会告示	
草津市教育委員会定例会の招集について (教育総務課)	10
◎ 農業委員会告示	
草津市農業委員会総会の招集について	10
◎ 訂 正	
草津市公報第7号の訂正	10

規則

草津市事務分掌規則および草津市出納員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月24日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第52号

草津市事務分掌規則および草津市出納員規則の一部を改正する規則

(草津市事務分掌規則の一部改正)

第1条 草津市事務分掌規則(平成4年草津市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条 総合政策部の項中「企画調整課 企画調整係」を

「企画調整課 企画調整係

特別定額給付金推進室」に改める。

第6条 総合政策部の表企画調整課の項の次に次のように加える。

特別定額給付金推進室	(1) 特別定額給付金に関すること。
	(2) 関係部課との連携調整に関すること。
	(3) 室の一般庶務に関すること。

(草津市出納員規則の一部改正)

第2条 草津市出納員規則(平成6年草津市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

総合政策部企画調整課	課長
------------	----

総合政策部企画調整課	課長
総合政策部特別定額給付金推進室	室長

改める。

付 則

この規則は、令和2年4月24日から施行する。

(令和2年4月21日揭示済み)

訓 令

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年5月1日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第7号

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令
草津市事務決裁規程(昭和59年草津市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

別表(2)個別決裁事項環境経済部の表中

商工 観光 労政 課	1	融資制 度の運用 に関する 事務	融資およ び融資あ つせんの 決定						○									
---------------------	---	---------------------------	----------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

商工 観光 労政 課	1	融資 制度の 運用に 関する 事務	1	融資お よび融資 あつせん の決定					○									
			2	中小企 業信用保 険法(昭 和25年法 律第264 号)第2 条第5項 各号およ び第6項 の規定に 基づく認 定							○							

改める。

付 則

この訓令は、令和2年5月1日から施行する。

(令和2年5月1日揭示済み)

告示

草津市告示第152号

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月17日

草津市長 橋川 渉

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱（平成22年草津市告示第50号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（令和元年度における補助金の特例）

2 令和元年度分の補助金に限り、補助金の交付の決定を受けた者が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染の拡大防止のために中止したサークル活動については、実施されたものとみなし、この要綱の規定を適用する。

付 則

この要綱は令和2年4月17日から施行し、令和元年度分の補助金について適用する。

（令和2年4月17日揭示済み）

草津市告示第153号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年4月24日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり。

3 上記の書類については、令和2年5月1日に送達があったものとみなす。

氏名	住所
橋川 渉	草津市下物町1090番地

（令和2年4月24日揭示済み）

草津市告示第154号

保護樹木の指定解除について

次の樹木について、草津市の良好な環境保全条例（昭和53年草津市条例第26号）第18条第1項に規定する保護樹木の指定を解除するので、同条第2項の規定により、第12条第8項の規定により準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月24日

草津市長 橋川 渉

- 1 保護樹木の名称 下物町・観音堂のクロマツ
- 2 保護樹木の土地の区域
(1) 土地の表示 草津市下物町1090番地

(2) 位置図 別紙のとおり

3 指定解除の内容

松くい虫被害により枯死したため

4 その他必要な事項

この指定解除は、告示の日から効力を生じる。



(令和2年4月24日掲示済み)

草津市告示第155号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和2年4月27日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
布亀株式会社 家庭生活応援 事業部草津事 業所	滋賀県草津市野 村二丁目12番24 号	布亀株式会社 兵庫県西宮市今 津二葉町3番6 号	代表取締役 布目 荘太 兵庫県西宮市苦楽 園四番町11番28号	生活支援型訪問 サービス	令和2年 4月30日	25A0600014

(令和2年4月27日揭示済み)

草津市告示第156号

草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱（平成25年草津市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 健康福祉部長

第3条中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 健康福祉部副部長（長寿・介護保険担当）

第4条第2項中「健康福祉部理事（健康福祉政策担当）」を「健康福祉部長」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

(令和2年4月30日揭示済み)

明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年5月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 市・県民税督促状 | 11件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 26件 |
| (3) 軽自動車税督促状 | 1件 |
| (4) 国民健康保険税督促状 | 50件 |
| (5) 差押調書（謄本） | 4件 |
| (6) 配当計算書（謄本） | 11件 |
| | <u>計103件</u> |

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年5月8日に送達があったものとみなす。

草津市告示第157号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不

平成31年度 第10期介護保険料督促状
平成31年度 介護保険料額変更決定通知書
介護保険料還付通知書

- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和2年5月8日に送達
があったものとみなす。

平成31年度第10期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所	通知番号
1	菅田 幸男	草津市白水町6-01番地2 三洋建設	390407
2	野瀬 久法	草津市西大塚町6番36号	330407
3	村風 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ川川 103号	357137
4	藤 浩三郎	草津市大塚三丁目5番12号 大塚荘 5号	357558
5	中水 隆雄	草津市大塚三丁目16番25号	367431
6	山崎 隆雄	草津市東草津一丁目2番13号 コーポソレイユ B棟 101号	376376
7	山岡 照雄	草津市西草津二丁目13番地5	413750
8	村上 孝志	草津市南草津一丁目19番4号	422730
9	田中 安広	草津市野路町6-83番地ハチンコビクトリア内	424562
10	二村 尚彦	草津市西草津一丁目9番40号	430555
11	橋 秀樹	草津市野路町三丁目3番3-306号 レンドカタカサ玉川	460772
12	赤山 繁	草津市野路町下目7番11-101号 スパークランドハウス	314395
13	小川 武弥	草津市川原町5-2番地15 サウスイズム火災貯202号	382337
14	山田 悠希	草津市大塚一丁目18番32号 マグゼル	289369
15	上田 亮太	草津市西草津二丁目2番6号 光マンション403号	489000
16	大塚 一彰	草津市大塚町9-23番地24	465057
17	木村 尚広	草津市西草津二丁目1番26-1113号 ハイツ川の森	371955

平成31年度介護保険料額変更決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所	通知番号
1	木川 清	草津市金山六丁目14番8号	356634
2	山田 忠孝	草津市大塚二丁目18番32号 マグゼル	288368

介護保険料還付通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所	通知番号
1	石倉 隆	草津市南草津四丁目8番88-301号 CASA阿田	405167

(令和2年5月1日揭示済み)

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年4月17日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-006
- (2) 工事名 新草津川左岸第4排水区雨水整備工事
- (3) 工事場所 草津市東矢倉三丁目
- (4) 工事概要 推進工 鉄筋コンクリート管（泥濃式推進工法）
φ1100mm L=215.3m
立坑工 鋼製ケーシング
φ2500mm 1箇所
人孔工 4号組立人孔 1箇所
3号組立人孔 1箇所
雨水排水接続工 3箇所

(5) 工事期間 契約締結日から令和3年2月26日まで

- 2 予定価格 174,980,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者で

ないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社NJS

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和2年度において土木工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和2年度の格付けにおいて、土木工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和2年4月17日午前9時から令和2年5月15日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和2年4月17日午前9時から令和2年4月28日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和2年5月1日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和2年5月18日午前9時から令和2年5月19日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 土木一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとす

<p>る。</p>	
<p>9 開札</p>	
<p>(1) 開札日時 令和2年5月20日午前10時30分から</p>	
<p>(2) 開札場所 草津市役所契約検査課</p>	
<p>10 落札者の決定方法</p>	
<p>予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。</p>	<p>保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。</p>
<p>また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。</p>	<p>20 その他必要事項</p>
<p>11 積算疑義申立て手続きに関する事項</p>	<p>(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。</p>
<p>(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。</p>	<p>(2) 共同企業体での参加は認めない。</p>
<p>(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。</p>	<p>(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。</p>
<p>12 入札の無効</p>	<p>(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。</p>
<p>(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。</p>	<p>(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。</p>
<p>(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。</p>	<p>(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
<p>(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。</p>	<p>(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。</p>
<p>13 契約条項を閲覧する場所</p>	<p>(8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。</p>
<p>草津市総務部契約検査課</p>	<p>(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。</p>
<p>14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。</p>	<p>(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。</p>
<p>15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。</p>	<p>21 入札に関する問い合わせ先</p>
<p>16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。</p>	<p>草津市総務部契約検査課</p>
<p>17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。</p>	<p>電話 077-561-2307（直通）</p>
<p>18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。</p>	<p>(令和2年4月17日揭示済み)</p>
<p>19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約</p>	

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年4月24日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市上笠二丁目25番10号 小久保 和、小久保 明透	草津市集町字三反長2番11	461.93㎡	令和2.4.24	1472

(令和2年4月24日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年4月24日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
栗東市小平井三丁目10番20-202号 エル・アールK 池田 輝、池田 知子	草津市下笠町字北松原332 番1	225.61㎡	令和2.4.24	1473

(令和2年4月24日揭示済み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年4月30日

草津市長 橋 川 涉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和2年4月30日から
令和2年5月31日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和2年4月30日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第12号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月1日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

- 1 期 日 令和2年5月27日（水） 午後3時00分
- 2 場 所 教育委員会室

(令和2年5月1日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第4号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和2年5月1日

草津市農業委員会

会長 本 間 道 明

- 1 期 日 令和2年5月11日（月） 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
 - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
 - 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 4) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和2年5月1日揭示済み)

訂 正

令和2年4月15日発行の草津市公報第7号の一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

81ページ、草津市災見舞金およびり災見舞金交付要綱の一部を改正する要綱中「第87号」を「第108号」に改める。

81ページ、草津市生活困窮者等支援会議設置要綱中「第88号」を「第109号」に改める。